

平成26年5月30日

チリからのSPS通報に関する追加情報
(中古の農業機械等の輸入に際しての洗浄等の要求)

本件については、5月16日に情報提供したところです。

当初SPS通報では本要求は5月30日から施行予定とされていましたが、今般、チリ当局に確認したところ、施行が延長され、現時点では施行日は未定との情報を得ましたのでお知らせします。

なお、今後も、本件に係る情報は植物防疫所ホームページで提供させていただきます。

農林水産省消費・安全局

植物防疫課検疫対策室

担当：角屋、木村

電話：03-3502-5978

チリからのSPS通報
(中古の農業機械等の輸入に際しての洗浄等の要求)

チリの農業省農牧庁は、WTOのSPS通報（G/SPS/N/CHL/464）において、各国から輸入する中古機械類に対し、今後、害虫のチリへの侵入防止を目的とした土壌の除去と臭化メチル等によるくん蒸を義務付ける規則改正案を通知しましたので、お知らせします。

なお、通知では、本規則は5月30日から施行するとしています。

(SPS通報の内容)

中古の農業機械類の輸入に係る病虫害リスクアナリシスが終了し、対象害虫2種の発生する国に対し、以下の検疫措置を要求予定。

- ① 対象国
対象害虫の発生国
- ② 対象となる中古機械類
農林業用のトラック、トラクター、コンバイン、パワーショベル、ローラー、耕耘機、噴霧器や造園業用芝刈り機などの中古機械類
- ③ 対象害虫
 - ・ *Lobesia botrana*（ハマキガ科の一種、日本には発生していません）
 - ・ ブドウネアブラムシ（日本には既に発生しています）
- ④ 主な検疫措置
上記の対象害虫の侵入を防止するため、輸出国で以下の措置を実施し、その旨を追記した植物検疫証明書または同等の証明書を添付すること。
 - ・ 土壌及び植物残さを取り除くための洗浄
 - ・ 上記2種の害虫の発生国に対しては、臭化メチル又はリン化アルミニウムくん蒸
- ⑤ チリでの輸入検査
土壌、植物残さ及び検疫有害動植物が発見された場合、30日以内に積み戻しを命じる。

本件については、現在、チリ側に確認中で新たな情報が入手でき次第、ご連絡させていただきます。

詳しくは、以下の担当までお問い合わせください。

農林水産省消費・安全局 植物防疫課検疫対策室 担当：角屋、木村 電話：03-3502-5978
--